

第二章 近代化への歩み

第一節 兵庫県への編入

豊岡県から 明治九年（一八七六）八月二十一日の府県統廃合で豊岡県は分割されて、但馬一国と丹波の水
兵庫県へ 上・多紀二郡が兵庫県に、丹後一国及び丹波の天田郡は京都府に編入された。兵庫県は前記の
ほか、西摂五郡の旧兵庫県と旧飾磨県の播磨一国、名東県のうち淡路をも併せ、但馬・丹波・摂津・播磨・淡
路の旧五ヶ国にまたがる広域複合県となり、飾磨県権令であった森岡昌純が新兵庫県権令に任命された。

これに先立ち、八年十一月三十日『府県職制及び事務章程』が定められて、県庁は六課構成となっていたが、
このうち聴訟課が九年三月十二日に廃止されて、豊岡県裁判所と改称され、地方行政でも司法が行政から分離
されている。

ところで、但馬が兵庫県に編入された経緯については、旧出石藩出身で、当時内務省地租改正局五等出仕で
あった桜井勉が『児山桜井勉米寿賀集』で次のように述べている。

山陰地域の府県統合について、時の内務卿大久保利通から意見を求められたので、桜井は、「因幡・伯耆と

但馬・丹波・丹後は古来山陰道に属し、歴史的にも山名の支配が二〇〇年余も続き関係が甚だ深い。しかし、但馬・因幡の両国間には高山が起伏して交通の便が悪い。このため、鳥取と島根の両県を合併させ、豊岡県は飾磨県と合併させては」と答えた。しかし、大久保が兵庫県は開港場を有するため、県力が貧弱ではよくないとの説だったので、桜井は再び「豊岡県のうち但馬一国と丹波二郡を兵庫県に、残る丹波と丹後一国は京都府に合併すれば、中間に高山もなく交通便利で住民にも幸いとなる」と主張、こうして但馬は新兵庫県に編入することが決まったという。

豊岡県の廃止によって、新たに洲本・姫路とともに豊岡に支庁が置かれることとなり、兵庫県豊岡支庁が豊岡町本町におかれた。同支庁は「郡区町村編成法」の施行で、十二年一月十五日廃止された。

ところで、豊岡県の廃止に際し、豊岡の町民瀧田真市は「輩下に趨り県民の不幸を哀訴した（天皇に直訴）」と桜井勉『瀧田真市小伝』に記している。地元豊岡では豊岡県廃止に反対の動きがあったようである。

その後、十四年に鳥取県が島根県から分離された際、但馬地方が鳥取県に編入されるとの風聞が立った。但馬各郡では村ごとに集会をもって対策を協議し、おりから山陰視察の参議山県有朋に陳情したり、豊岡では宝林義塾の塾長久保田精一を六月五日惣代として内務省へ、瀧田清兵衛を兵庫県に送り、因・但両国間は山岳重畳交通不便なること、人情が異なるため住民相互の協和が不可能なこと、地方政治の変換は人民を動揺させることを理由に、鳥取県への合併反対陳情を行なった。

また、同年姫路・明石の住民によって飾磨県再置請願運動が起きた際も、但馬の有志は兵庫県編入以来開港地神戸と直結して人びとの往来も活発となり、住民もようやく開化に向かいつつあるのに、飾磨県が再置され

ると但馬は飾磨県管轄となるおそれがあり、産物の輸出など従来の便利も失われ、人民も固陋に陥る弊を生ずるとして、飾磨県再置に反対する動きがあったことが、『地方巡察使復命書』に記されている。

一方では兵庫県編入の直後から三丹置県・豊岡県再置の運動があり、十六年にも丹波・丹後の人民が再置請願書を提出したり、出石町で分県請願の有志集会が開かれた（『立憲政党新聞』明治16・11・10、第四八二号）。

兵庫県への編入によって、城崎郡は従来の第一大区の呼称に国名を付し、但馬国第一大区となった。また旧豊岡県警察掛も兵庫県警保分局と改称されて但馬全国を管轄することとなった。その後、十三年には豊岡警察署と再び改称されて村岡・養父市場・竹田に分署が設置された。豊岡警察署の管轄は十九年に出石・気多・城崎・美舎の四郡に縮小され、二十六年にはさらに出石郡がはずされて三郡管轄となった。

郡役所と戸長 十一年七月二十二日、いわゆる地方三新法と呼ばれる『郡区町村編成法』『府県会規則』『地方役場の設置 税規則』が公布されて、翌十二年一月に施行されると従来の大・小区制は廃止されて、兵庫県は神戸区と三三郡に分かれたれ、かつての地方区画であった郡や町村（＝大字）の名称が復活されることとなった。

これによって伝統的・自治的共同体組織が末端行政に取込まれるとともに、町村会などの地方議会が制度化されて地方有力者がこれに結集され、地方税・協議費の賦課に彼らを参画させることによって、地方財政の強化が計られた。

十二年の郡区編成では、城崎郡九四ヶ村と美舎郡七二ヶ村は一郡役所の所管となり、郡役所は豊田町の旧豊

岡県第一大区区務所に置かれ、後に旧兵庫県豊岡支庁の建物に移された。初代郡長に、旧豊岡藩士久保田周輔が任命された。

出石・気多両郡の郡役所（郡長西山員直）は出石町に置かれ、また朝来・養父両郡、七美・二方両郡もそれぞれ一郡役所とされた。

官選郡長によって郡は県に直結する行政機関となり、町村の戸長に行政事務を分担させた。法の規定では町村ごとに戸長一員を置くこととなっていたが、数町村に一員をおくことが許されていたので、一〇〇戸未満の小村の多い但馬では三〜五ヶ村単位で戸長役場が設置され、布告の伝達・租税・戸籍・徴兵・土地・経済などの行政事務と町村費支弁事業を管掌した。豊岡町戸長役場は寺町におかれ、竹島剛甫が戸長に任ぜられた。

十三年六月二日、戸長役場の管轄区域が狭小では限りある地方税をもってしては財政的に成り立たぬため、戸長配置法が改正され、市街地では一〇〇〇〜三〇〇〇戸、村落では三〇〇〜六〇〇戸を組合わせて戸長一名とし、戸長所在村名を冠して何々組戸長役場とすることとなり、七月一日施行された。これによって但馬では約九〇〇戸平均で四八組の戸長役場が置かれ、戸長は所属村々の二〇歳以上の男子戸主によって公選された。村々には惣代が置かれて村の行政事務を担当したが、惣代は十九年三月に惣代設置手続・惣代取扱事項が公布されて地租納入者中から公選となり、町村経費は戸長の承認なくして支出することは禁止されたから、官選戸長の下請化が進み町村の自主性は著しく弱体化した。

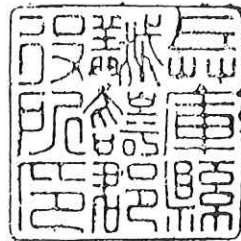


図2 戸長役場・郡役所
印影例

連合戸長役場 十二年四月『町村会規則及び数町村連合会規則』が公布されると、八月以降各町村で町村会がと町村連合会 開設された。

議員の選挙は、その町村内に土地を所有し、かつ本籍・住居を定める二〇歳以上の男子の記名投票で、一〇〇戸未満の村は一〇名、それ以上は三〇〇戸ごとに一名増の議員を選出した。議員の任期は四年で、二年ごとに半数改選の定めであった。

議案は戸長のみに発案権が認められ、議員から互選された議長を中心に、町村限りの経費による事業・予算編成及びその賦課方法、町村共有財産の処理、町村共同の貸借・地方税・戸割の各戸への賦課率の決定、県庁や郡役所からの諮問・県庁への建議などの議事を審議した。

しかし、決議事項はすべて郡長経由で県庁に報告する義務があり、県の執行指揮権や戸長の会議中止、県令の閉会命令権などが認められていて、中央統制の枠が強くはめられていた。

十三年四月には『区町村会議法案』が公布され、五月六日には町村会・数町村連合会規則案の編成と許可伺の提出を命じ、また翌十四年には戸長が官選とされるとともに、区町村会法が改定された。この改正によって議事内容は、その町村の公共に関する事件及びその経費の支出・徴収方法の審議に限定された。

これによって各町村では明治十三年以降町村会規則があいつぎ制定されるが、町村の制定する町村会規則は県令の裁定権が認められており、県令・郡長の指揮権は一層強化された。

十三年七月、連合戸長役場制が実施されて『連合町村会規則』が定められ、必要に応じて戸長役場区域・郡区域・但馬全域ごとにそれぞれ連合町村会が組織されることとなり、町村会議員互選の代表によって組織された。



写22 奈佐村道路元標
(奈佐公民館)

明治22年、町村制施行のとき
役場前に建てられた。

議員選出数は、二、四ヶ町村連合の場合は各町村各三人ずつ・五、七ヶ町村の場合は各二人・八ヶ町村以上の場合は各一人、また郡連合会は各村一人、但馬全域連合会は各郡四人ずつであった。十六年六月一日、兵庫県布達丙第十四号によって、数ヶ村単位で組役場が

置かれ、翌十七年五月七日の太政官布告・内務卿訓令によって戸長役場の管轄区域が拡大された。戸長の選任法も改正されて一戸長役場管内から三、五人の候補者を選挙させ、その中から県令が指名するというように官選化が進められ、戸長役場の呼称も戸長役場所在村名を筆頭に「何々村外何ヶ村戸長役場」と改められた。これによって豊岡組戸長役場は明治十八年以降は豊岡寺町外十五町村戸長役場と改められ、その区域は豊岡十五町と大磯村となった。二十年には立野村が加えられて豊岡寺町外十六町村戸長役場と改められている。なお、この年に郡費の補助を得て南新屋敷町が開かれている。

十七年七月十四日の『改正町村会法』の公布によって、議員定数は一〇〇戸未満は五人、一〇〇戸以上一〇〇戸を増すごとに増員一人を認め、総数は一〇人をおえないことと議員数が半減され、戸長は町村会議長を兼ねるとともに議案発案権も持ち、町村会の停止・解散権や議案不成立のとき議決を経ず経費の支出や徴収ができることされるなど、戸長権限が強化されて町村会の協賛機関化が進んだ。

町村制施行 二十一年四月二十五日に市制・町村制が公布され、町村に法人格が認められて条例・規則の制定権が与えられることとなった。しかし、町村長の決定には知事の認可を必要とするという一定の制限が付されている。町村制の実施によって従来の自然村は人為的行政村に組替えられ、近代的地方制度が確立されることとなった。

町村制の実施に先立ち、内務省は町村の区域が狭小なとき、または戸口が僅少で独立自治に耐えるだけの資力のない町村は合併させることとし、一町村三〇〇戸以上を基準とすることを指示した。兵庫県では戸長役場区域を中心に内務省指示を上回る七〇〇戸を標準とする合併方針を示している。

これによって翌二十二年四月一日、豊岡十五町が豊岡町となり、但馬初の町村制が施行された。町役場は寺町に置かれ、瀧田清兵衛が初代町長に選ばれた。町役場はその後、工費二〇〇〇余円を投じて新築された(巻頭写真参照)。

また現市域には、合併によって次の村々が生まれた(表19)。



写23 瀧田清兵衛

神美村かみとし||旧地名の神戸庄かたべの「神」と安美郷あなみの「美」の合称

田鶴野村たづの||旧地名の田結庄たいの「田」・下鶴井庄の「鶴」・野田庄

の「野」の合称

新田村あらた||旧地名の新田郷(庄)に由来

五庄村ごしょう||樋爪ひづめ・福田・城崎・小田井・大浜の五庄の存した地の

意というが、別説もある。

表19 町村制によって生まれた新町村(市域内)

町村名	役場の所在地	構成旧町村数
豊岡	寺町	寺町他14町
八条	九日市下町	九日市下町村他6村
港	瀬戸	瀬戸村他6村
田鶴野	野上	野上村他8村
三江	鎌田	鎌田村他9村
新奈	塩津	塩津村他9村
五神	野垣	野垣村他10村
中	福田	福田村他13村
(国上)	[安良]	安良村他17村
佐野	加陽	加陽村他6村
	[府中新]	府中新村他12村

[]は市域外

設置することを村会で決議し、兵庫県知事に建議したが実現しなかった。

町村費は戸長役場連合会で戸長役場費・会議費・衛生費・学務費・勸業費・巡査宿泊費などを決定し、衛生費の戸数割・勸業費の地租割のほかは、地租割七・戸数割三の割合で賦課された。

町村制が施行された後も、村祭・堤防・溜池・橋梁・道路・共有林など、部落共同処理事項は多かったから、大字の機能は依然存続の必要があり、惣代制度はその後も存置されたし、入会山林などは大字の共有財産として維持された。

豊岡町でも本町・南本町などで二十六年に集落事務処理の組織を設け、三十五年には各大字を単位とする十

奈佐村||旧地名の奈佐郷(庄)に由来
 三江村||旧地名の三江庄に由来
 港村||津居山港の存在に由来
 中筋村||古代条里制に由来
 八条村||古代条里制に由来

なお、港村では三十三年九月二十二日、幅広い円山川をはさんで村が構成されているため村政に不便多く、ことに冬期は積雪烈風で村政事務に支障を来たし、また民情・風俗・職業なども兩岸地区間に差異が大きくて一村団結が困難であるとして、気比・田結・三原・畑上の四集落を分離して一村を

四区に分けて、区ごとに区長及び代理者をおくこととした。

町村会議員

の等級選挙

町村制施行によって町村会が設置されることとなり、町村会議員選挙が行なわれることとなった。選挙権は満二五歳以上の男子戸主で、一年以上その町村に居住し、地租または直接国税二円以上を納税する公民に限られたから、選挙権は地租以外の納税者である商工業者にも与えられたものの、地租二円の納入者はおおむね地価八〇円^一二反歩以上の土地所有者に限られたので、少額地租納入者や小作農は選挙権から除外されていた。

また、その選挙法も議員定数を二分して一級選挙人と二級選挙人とし、一級は町村税総額の二分の一を負担する範囲内の高額納税者から、二級はその残りの有権者となっていた。したがって、三十一年四月の豊岡町会議員選挙を例とすると、議員定数のうち毎回半数改選であったから一、二級各四名が選挙されるが、一級選挙人は六五名に対し二級選挙人は四五八名となっている。また四十三年四月二十五日の豊岡町会議員選挙の例では、一級議員選挙は有権者五九名で、当選者のトップ由利三左衛門が三九票、最低当選者は三一票であったのに対して、二級議員選挙では有権者が六七六名で、当選者の得票数は最高が三七五票、最低でも三〇七票となっており、両者の票の重みは一对一〇と偏りが大きく、当選者は資産のある町内の上層部に集中していて、地方の名望家による地方自治の方針が、ここ豊岡でも貫かれていたことが知られる。

なお、町村長・助役は町村会議員の投票で選出し、県知事の認可を必要とした。町村の条例制定や改正が内務大臣の許可を必要としたこと、政府は町村会の解散権をもつとともに、法律や命令で国政事務を町村に担当させることができるなど、町村自治には大きな限界があった。

郡制施行

市制・町村制の実施に続いて二十三年五月には郡制・府県制が制定され、その実施に先立って自治的機能の確保のため郡の整理統合がすすめられた。

十二年の郡区編成で、出石・気多、城崎・美含はそれぞれ二郡で一郡役所所管とされてきたが、出石郡は明治二十五年、出石・気多両郡では人情・風俗・習慣が相異なることを理由に独立することを県に請願し、このため翌二十六年九月出石郡役所は独立した。そして、気多郡は城崎・美含郡役所に編入された。城崎・美含・気多三郡は二十九年四月一日、郡制施行に先立って合併され、三郡中旧城崎郡が最大かつ著名な点をとって城崎郡と称することとなった。

二十九年七月一日の郡制施行によって郡は自治体となり、議決機関に郡会、副議決機関に郡参事会が置かれた。郡会議員は、町村公民で町村会議員選挙権を有する者の中から町村会議員によって選挙された町村選出議員と、地価一万円以上の地主から町村選出議員定数の三分の一を互選した地主議員とで構成され、官選の郡長が郡会の議長となって議案の提出と議決の執行に当たった。

地主議員の選挙資格地価一万円は平均二〇町歩の田地に該当するものであったから、郡会が穏健な地主による地方体制を指向するものであったことがわかる。

郡費はそのほとんどを町村分賦金に頼ったため、町村財政にとって大きな負担となった。

第一回郡会議員の選挙は二十九年七月に実施され、久保町の議事堂で郡会が開かれたが、老朽化のため、三十九年六月七日永井町立正寺裏手に総建坪一二一坪五合の洋館造り郡公会堂が総額七二五〇円で建設されることになった（巻頭写真参照）。

町村連合会 二十二年四月の町村制施行によって生まれた村々は、豊岡町を除いて八条村(三九〇戸)・新田の結成 村(六二四戸)・三江村(三六六戸)・田鶴野村(四八二戸)・五荘村(四二二戸)・奈佐村(四六

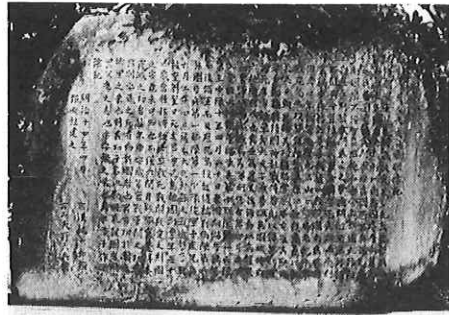
五戸)・港村(六九三戸)・中筋村(五五〇戸)と、どれも県の基準七〇〇戸に達せず、町村財政は貧弱とならざるを得なかった。このため莫大な出費を必要とする円山川治水対策をはじめとして、病院維持費などが財政的にも地域的連帯を余儀ないものとし、自由民権運動にもとづく自治意識によって郡制施行に先立ち郡町村連合会が結成された。

第二節 自由民権運動

国会開設運 征韓論に敗れて下野した坂垣退助・後藤象二郎らが、明治七年(一八七四)一月十七日民撰議
動の波及 院設立建白書を提出し、愛国公党を結成して、以来自由民権運動が始まると、運動は急速に全
国に波及した。

丹後岩滝村の小室信介は、板垣と民撰議院設立建白に参画し、翌八年二月の愛国社創立にも参加して、三丹での自由民権運動の嚆矢となった。同年七月の時点で、豊岡県管内には「民権議院左祖さたの者は僅々一書生輩のみにて五〇余万人中より見れば九牛の一毛」と豊岡県参事田中光儀は述べているが、このころ宮津をはじめ山陰の地によりやく運動の萌芽が見られるようになった。

旧宮津藩校礼讓館出身の粟飯原曦光・小室信介・沢辺正修らが八年七月、宮津に天橋義塾を設立し三丹に民



写24 強成社が建てた西南戦争戦死者の碑
(明治14年。小田井県神社)

権思想の啓発を始めたことから、やがて但馬地方もその影響を受けるようになった。しかし、その後の数年間は但馬各地に共鳴者を簇生させるに留まったようで、これらの人々を組織化したのが小室と沢辺であった。

小室は十三年九月、湯島に湯治に来たとき、同地の有志二、三人と会談して丹後改進黨と提携して運動を進めることとした。たまたま同年十一月の国会期成同盟第二回大会で、沢辺が幹事に選出されて丹後・但馬の宣伝・組織活動に当たり、同年末から精力的な活動を展開したことから本格化していった。

沢辺の活動は、私学の育成と連合町村会の開設を重視した、これは町村自治の促進を直接の目的とするが、併せて地方人民の間に立憲政体についての認識を深めさせるのに大きな効果が期待できたからであり、沢辺のこうした活動は既述したように町村連合会組織の進みつつあった但馬各地の有志の心を捕えた。

**広益和談会
と強成社**

十四年初頭には豊岡に強成社が結成され、天橋義塾塾長沢辺正修とともに国会開設運動を進めるようになった(『大阪日報』明治14・1・23)。

当時、すでに豊岡には広益和談会が結成されており、官吏・平民・教員・士族など、インテリゲンチヤを主に会員五〇余名を擁していた。ここに近在の村々の豪農二〇余名を会員とする強成社が結成されたわけで、そ

の後はともに自由民権・国会開設運動を展開することとなる。『沢辺年譜』（京都府立資料館紀要第三号。原田久美子『沢辺正修評伝』）によれば、沢辺はこの年三月一日、瀬戸・津居山に来て、同地の稲葉実蔵と湯島に赴き有志数十名と会い、三宅徳助・鯉江伝左衛門・杉本和助らを中心に、自由党懇親会の猶興社を結成した。同地で開かれた四月三日の懇親会の会衆約一五〇名中五〇余名は猶興社員であったといわれるから、その隆盛ぶりがうかがえる。

沢辺は四月四日、豊岡竹屋町の強成社に入り、ここで同社社長の就任を要請されたが、結局引受けなかったようである。豊岡では公立豊岡中学校長金子某と教育のことに就いて懇談したあと、翌五日には来迎寺での強成社懇親会に出席して豊岡と近郷の有志八、九〇名を前に演説、六日には同じく来迎寺で和田垣信・神谷肅一らの広益和談会の会合に出席して演説、七日の出石での懇親会の演説のあと丹後に帰った。

沢辺はその後四月二十二日、中島信行・小室らと再度来豊、広益和談会員・強成社員らと意見を交わし、翌二十三日の来迎寺での両社共催但馬国懇親会で出石・養父両郡からの参加者をまじえた三〇〇余名を前に、和談会の奈須・和田垣・川井らの演説の後、沢辺が国会論を、小室が思想論をそれぞれ演説した。中島らは二十四日出石、二十五日八鹿でそれぞれ懇親会をもったが、八鹿村永源寺での養父郡自由懇親会では、西村忠次郎・小島宗三郎・国谷（国屋）正淑・佐伯理之助ら会衆は一六〇余を数え、これを契機に改進黨が結成されている。沢辺は同年八月、但馬を遊説し、出石の自由党結社回天社の会合に出席、十六日豊岡へ廻り、同志十数名と国会論を討議し、翌十七日には強成社員の依頼で城崎郡森村で近在の有志に国会論を演説した。



写25 和田垣信の国会開設の檄文
(養父町・小野山三光氏蔵)

和田垣信の活躍

十四年六月、当時但馬での指導的民権家となつてい
た豊岡本町の士族和田垣信は過激な演説のため、た
びたびの拘留・罰金の処罰にも屈せず、国会請願の檄文を草して但
馬地方の有志に呼びかけている。その内容は、但馬国城崎郡豊岡有
志者委員和田垣信の名で、但馬八郡の仁人志士諸君に告ぐとして、
「民権未ダ伸ビズ、自主自由未ダ之ヲ何ノ時ニ得ルヲ知ラザルナリ、
……国会ヲ開設シ以テ民権ヲ全フシ全国ノ心力ヲ合一スル……」た
め、諸君と書を政府に致し国会開設を哀請懇願したい、有志は六月
十日を限り住所氏名を和田垣まで届けられたいというもので、国会
開設請願書案文が付されている。

このころ、たまたま鳥取県再置問題が起こり、既述したように但馬が新県に管轄換えとなるとの風説で、但馬各郡村で猛烈な反対運動が起きた。この事件は但馬住民に国会開設の緊要なことを悟らせる契機となり、六月十日豊岡の来迎寺に五〇〇余名が参集して、同月二十日を期し国会開設請願書を提出することを決議したが、同盟者は二〇〇〇余名に達した(『大阪日報』明治14・6・15)。

また、広益和談会社員水垣義三郎・和田垣信・神矢肅一らは、豊岡各町有志と語り、同月十五日宝林義塾で集会を開くこととしたが、参加者は城崎郡各村の数百名を始め、出石・気多・美合各郡にも及び二〇〇〇名余にもなったため、会場を急抛光行寺本堂に移した。

大会では、鳥取県編入反対運動の総代として水垣義三郎・宇野文右衛門・国眼幾太郎の三名を選び、折から湯島に来ていた参議山県有朋に嘆願させるとともに、運動を一步進めて国会開設の機会とするため遊説することを決めた。

十四年夏には但馬地方での国会論はいよいよ高まり、和田垣は九月一日を期して但馬八郡の大会を開き、国会請願を行なうために遊説奔走し、豊岡の近藤伸は出石の岡部久洋と近畿自由党の会合に出席している。

秋には広益和談会社員の旧豊岡藩士神矢肅一・和田垣信・生駒湊・安原春太郎・田口操平らは国会請願同盟員として、同志獲得のため盛んに遊説を続けた結果、加入者は一〇〇〇名余を数え、中には婦女子も少くなかったという。下鶴井村長松寺の住職波多(秦)一雨は国会請願に共鳴し、法話の席で国会論を説き、下鶴井・野上両村を始めとして暫時の間に加わ者三〇〇〇名を得たという。

但馬自由 十四年十月の政変で国会開設の詔が発せられると、全国各地の民権結社の活動は一層活発化し、**党の結成** 国会開設に備えて自由党系立憲政党は党勢拡大のため地方遊説を展開した。

すでに、この年十月ごろには立憲政党の党員が氷上郡十六名・出石郡一名・城崎郡では県会議員の鯉江伝左衛門や大江頼之助など二九名がいたが、立憲政党派出員として丹波・丹後・但馬・因幡を担当した小室信介の遊説によって一層の発展を見ることとなった。

小室は同年十一月、園部・須知・福知山・宮津・岩滝・峰山・久美浜と遊説を重ねて、十二月一日に湯島に入り、二日は同地で政談演説会・懇談会をもち、五日には瀬戸・津居山・気比・田結の会衆一五〇余と津居山で有志懇親会をもった。豊岡では七日に演劇場に聴衆一〇〇〇余人を集めて演説会、八日は会衆四〇〇余人で

自由懇親会を開いている。小室はその後、福田村でも十一日に自由懇親会を開いているが、ここでは奈佐谷や高屋村・戸牧村・陰三ヶ村・大浜谷など二九ヶ村から四〇〇余の会衆を集めている。『大阪日報』（明治14・12・20）には、当地の中心人物として木築恭郎・川崎賢三・大坪伊右衛門・沢田八郎左衛門・北村孫助・上田良三・今井綱蔵らの名が見える。

小室は翌十五年にも再度、丹後・但馬遊説を試み、二月下旬湯島・豊岡・八鹿・養父市場・竹田・生野に、また四月から竹田・八鹿・竹野浜・訓谷・森・村岡・湯村を回り、浜坂を経て鳥取に向かっている。

『日本立憲政党史』によれば、当時城崎郡には猶興社・日進社・回天社、八鹿に改進黨、美含郡に正党社があった。このうち猶興社・日進社・正党社の各社は四月三日、湯島本住寺に但馬自由党大親睦会を開き、三社を合併して但馬自由党を結成することを決議し、人民自治を目的とする綱領と社則を協議した。

一方、十五年三月に大隈重信を総理として結成された立憲改進黨も、六月二十三日には副総理前島密・幹事矢野文雄が京阪神遊説の途次、神戸諏訪山の常盤楼に立寄り、同派県議員や県下及び関西一円の有志七八名を集め党勢の地方伸張を計った。

但馬自由 十五年七月、立憲政党史の永田一二は竹野浜・訓谷・浜坂・村岡を遊説の後、七月二十八日豊岡党の退潮 で丹後・但馬各地からの参会者六〇〇余名を前に演説した。

そして翌二十九日も小田井町で政談演説会を予定していたところ、警察への届が間に合わず三十日・三十一日に延期することにして学術演説会に変更したが、来会者は五〇〇余名であったという。

三十日、ようやく田口操平を会主に政談演説会を開催したが、今度は臨検の警察官によって中止解散を厳命

された。八〇〇余の聴衆は警察官の不当を鳴らし罵詈雑言ばりぞうごんを浴びせたという。

永田は八月一日、和田垣が会主となって開いた立正寺の懇親会に出席、翌二日湯島の鯉江伝左衛門方に投宿、三日に政談演説会を再度計画したが、会主の青山大晋が集会条例の規定にもとづき警察に届を出したところ、演説内容を理由に受理されなかったため、やむなく学術演説会に変更した。

その後、永田は、四日に瀬戸村の黨員大江頼之助が会主となり津居山・今津などの黨員六〇余名を集めて開いた自由懇親会に出たあと、久美浜・岩滝を経て十四日大阪に帰着している。

十五年六月の『集会条例』の改正による弾圧強化で、自由民権運動は次第に困難となつていった。同年下半年にはなお、天橋義塾の十九組の地方部の一つに独立するほどの株主社員を有した豊岡も、天橋義塾が明治十七年九月に解散し、十八年七月には小室信介、翌十九年六月に沢辺正修が死去したことによつて丹後の自由民権運動が衰退すると、同じ運命を辿つた。

立憲政党は、幹部の分裂の増大で内部崩壊を来たし、十六年三月十五日に解党して自由党に合流した。自由党は改進黨と共に大同団結を目指して、十七年六月五日に大阪で関西有志懇親会を開いたが、これには関西二七府県の有志が参加し、瀬戸村の大江頼之助も参加している。

その後、自由党もまた政府の弾圧と党内分裂から十七年十月解党した。自由民権運動は沈滞を余儀なくされたが、十九年十月には旧自由党系有志を中心に反政府運動の統合が進められるようになった。二十一年十月の大阪での大同団結大懇親会后、植木枝盛が兵庫県に来て但馬自由党の首領青田朝太郎らと会談して運動の推進を計つたが、これまた首唱者後藤象二郎の裏切りで大同団結運動は分裂して挫折、以降湯島を中心とする立憲

表20 但馬自由民権運動家一覧

豊岡町	和田垣 信	士族	広益和該会	豊岡の中心人物 罰金・拘留を受く 豊岡小学校長	今 津	細田勝太郎 齊藤繁太郎 木下次太郎 中島五郎左衛門	平民 〃 〃 〃		立憲政党 〃 〃 〃	
	神矢 肅一	〃	〃	宝林義塾生	国 府	国眼幾太郎				
	生駒 湊	〃	〃		竹野浜	荻野新右衛門				
	水垣義三郎	豪商	〃		訓 谷	瀧本藤右衛門 瀧本六郎右衛門 瀧本 平助 中村 玄厚 尼子 久晴 福井 某				
	山口 操平	〃	〃							
	安原春太郎	〃	〃							
	那須純一郎	〃	〃							
	川井 某	〃	〃							
	近藤 伸	〃	近畿自由党							
	瀬 戸	大江頼之助	平民				立憲政党	県会議員 船主		
	大江 伸三	〃	〃							
	後藤 蒼雄									
津居山	稲葉 実藏	〃	〃							
福 田	木築 恭郎			五荘村長	八 鹿	西村忠次郎 枝 徳二 西村 徳藏 西村 専助 西村利三太 小島宗三郎 国谷 正淑				
	川崎 賢三			戸牧 中陰 下陰 岩井 〃						
	大坪伊右衛門									
	沢田八郎左衛門									
	北村 孫助									
	上田 良三									
今井 綱藏										
下鶴井	波多 一雨	僧侶		長松寺住職	朝 倉	佐伯理之助				
湯 島	三宅 徳助	平民	猶 興 社	立憲政党	出 石	岡部 久洋 宇野文右衛門	近畿自由党	出石町長 県会議員		
	鯉江伝左衛門	〃	〃	〃 県会議員						
	杉本 和助	〃	〃	〃	太 田	井上宇太郎	平民	立憲政党		
	青山 大晋	〃	〃	〃	浜 坂	森 幸一郎 田中 純一 北村 元吉 中井 幹藏 山本五右衛門 宮島 魯助				
	鯉江 坦藏	〃	〃	〃						
	莊村虎之助	〃	〃	〃						
	斎藤宗三郎	〃	〃	〃						
	杉本近之助	〃	〃	〃						
	武内縫之助	〃	〃	〃			村 岡	池田 清躬 三宅 太然 小谷薫太郎 今井 〇吉 黒沢 亀造 土井 敦 久松太郎次		
	三宅清右衛門	〃	〃	〃						
	青山七右衛門	〃	〃	〃						
	垣谷 直助	〃	〃	〃						
	中川吉郎右衛門	〃	〃	〃						
	安田 貞三	〃	〃	〃						
	安田治郎左衛門	〃	〃	〃						
	久保田助左衛門	〃	〃	〃	但 馬	莊村武兵衛 池田 和助 三木 為藏 福田 正夫 古川 一郎 永田 松藏			立憲政党 〃	津居山
	山田右左衛門	〃	〃	〃						
	窪田卯兵衛	〃	〃	〃						
	窪田 文藏	〃	〃	〃						
	斎藤増二郎	〃	〃	〃						
	武谷 貞吉	〃	〃	〃						

注 『大坂日報』『立憲政党新聞』『立憲政党名簿』による。

政党但馬自由党は次第に退潮を余儀なくされた。

但馬の自由民権運動は、鯉江伝左衛門を始めとする湯島が最も顕著であるが、豊岡でも和田垣信を筆頭とする士族民権運動が近郷の豪農を巻込み、明治十年代中ごろは甚だ活発な展開を見せた。鯉江・大江・木築・青田など、後述するように自由民権運動の伝統は明治中期以降の地方政界と政党活動に継承されていた。

第三節 明治後期の推移

明治後期 明治四年（一八七一）の県庁設置によって三丹の行政中心地となった豊岡は、九年の豊岡県の**豊岡町** 廃止で県庁所在地としての地位を失い、加えて兵庫県庁豊岡支庁さえも廃止されるに及んで、繁栄は一時停滞を余儀なくされた。

しかし、県庁は廃されても豊岡には引続き但馬地方の中心的官公署・施設が存続・設置されて、豊岡が行政的に但馬の中心の位置を占めたことに変わりはない。

豊岡町では町の一層の発展を期して三十八年七月、町章を懸賞募集、応募総数三三五のなかから、旧藩主京極家の紋所四ツ目の一つと町を意味する「T」字を配した本町・相坂虎次の案を一等として採用した。古釘に釘抜きを模したようだとか、奴胤の紋所のようなとか、過去のみを意味して将来性を示すところがないなどの批判もあったが、以後市制実施後も永く豊岡の象徴として生きつづけている。

豊岡発展の大きな契機は、何といっても明治四十二年七月に鉄道が開通し、五荘村の高屋に豊岡駅が開設さ

豊岡町徴税員募集

豊岡町役場

一等 金拾圓、二等 金拾圓、三等 金拾圓、四等 金拾圓、五等 金拾圓

本町 和歌山、豊田町、西原町、立野町、古川、八條村、中野村、北川、小野、小野

豊岡町徴税員募集

一等 金拾圓、二等 金拾圓、三等 金拾圓、四等 金拾圓、五等 金拾圓

本町 和歌山、豊田町、西原町、立野町、古川、八條村、中野村、北川、小野、小野

写26 町章募集記事と選考発表記事（『但馬新聞』明治38年）

れたことであつた。

豊岡駅の設置された五荘村を始め豊岡周辺地区の豊岡町への吸収合併計画も起こり、四十三年四月には八条・新田・三江・田鶴野・五荘各村を合併して戸数四〇〇〇・人口二万の但馬中心都市誕生を企てて同月六日、六町村長が郡役所で合議したが見ないまま終わった。

全町一七五三戸の職業構成も、商業の七一四戸について雑業が五六二戸を占め、工業は三七二戸と第三位で、農業二八戸・漁業一〇戸、無職その他六七戸となつていて、明治末年の豊岡は商業を中心とし、経済的には近代化のまだ進まぬ地方的都市にとどまっていた。

町村人口 豊岡町は、六年には五〇〇〇人未満であつた人口が、二〇年後の動態 二十五年に六〇〇〇人に達し、三十一年には七〇〇〇人を突破して

明治末年に八〇〇〇人弱と順調に増加しており、豊岡町に隣接する五荘村も二十二年の二三〇〇人弱から三十八年の二九〇〇人弱へと豊岡町について人口増を見せるが、八条・三江・港・中筋各村などの農漁村地域はおおむね停滞的であり、田鶴野・奈佐両村は減少気味、新田村は二割弱もの減少となっている。

豊岡町のうちでも本町と豊田町がことに顕著で二〇年間に六割方の増加を示しているが、なかでも豊田町は現住人口が明治中期以降明治末にかけて本籍人口数

表21 明治10年の芸・舞妓数

所在地	芸妓	舞妓	合計
兵庫県	617人	73人	690人
豊岡	2	—	2
滋茂町	3	1	4
寺町	3	—	3
久保町	1	—	1
小田井町	1	—	1
新竹屋町	1	—	1
新屋敷町	—	1	1
湯島	2	—	2

『兵庫県統計書』より

を上回り、人口流入の多かったことを示している。三十年代に同様の傾向を示す新町・寺町・永井町などは、新興商店街形成によるものである。

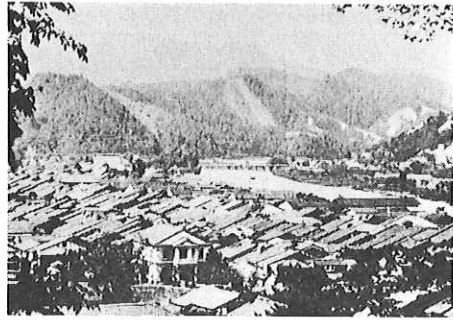
男女人口比では二十五年から末年にかけて、豊岡町が女子人口に比し男子人口が二割方も上回っているに対し、三十六年以降の久保町・新屋敷町・寺町では女子人口が男子人口を上回っている。これは、すでに十年ごろ久保町・寺町が歓楽街化しており、明治末年の豊岡町の貸席業六・芸妓置屋一七・料理屋二二・芸妓七〇の多くはこの町々に集中したからである。

また、豊岡町では二十五年の戸口の最も多いのは小田井町で、寺町・滋茂町がこれに次ぎ、新屋敷町・新町・京口町がこれに続くが、明治末年には小田井町をトップに滋茂町・新屋敷町がこれに次ぎ、寺町・新町・京口町がこれに続く大衆的住宅地としての特徴を示している。

町村財政 周辺農漁村からの人口流入で豊岡町は膨張を続け、その窮迫の多くが中・下層階級であったので豊岡町の財政は次

第に窮迫を強めた。町村制実施以降、町村の財政は基本財産の収入及び使用料・手数料を収入に当て、不足の場合に国税・県税の付加税や特別税が課せられた。また支出の主たるものは町村長以下の給与を含む役場費や教育費・土木費と郡費町村分賦金であった。

ことに教育費は、政府の指示により二十三、四年に小学校の施設・設備の充実が計られたため、二十三年以降は従来に比し倍増した。二



写27 神武山から望んだ豊岡町の町並
(明治末期) 中央の建物は町役場

十六年には、直接国税二〇三一円・間接国税六五八円に対して地方税は二五六五円・町税は三五八六円に上り、この年の租税滞納者は国税で四人・地方税二三人・町税一七二人にもなり、豊岡町ではこのうち三人に差押えを執行している。

三十年代に入ると、町村財政中支出の大部分は教育費と役場費が占め、収入の大部分は町税戸数割が占めるようになって、大衆負担が増大した。例えば三十一年三月の歳出入を見ると、総額九六八五円のうち収入の七〇割は町税収入で、このうちの七五割を戸数割が占めており、支出の五〇割が教育費・二〇割が役場費となっている。

豊岡町の財政負担の第一位を占めた教育費は、二十八年から豊岡小学校改築のため年々三〇〇〇円の基金を積立てて一層膨張した上、三十三年に拡張増築したのに四十年の洪水で再び改築が必要となつて多額の出費をしいられたこと、八鹿村と競合して県立中学校を誘致するため用地買収費五万四〇〇〇円を借入れたこと、こうした負担で町財政は麻痺状態となり、三十四年豊岡町の債務は元利合計七万円にものぼつた。このため町民の私財の提供を受けるとともに、残額一万円は三ヶ年計画で町民に賦課して返済することとした。ただし、折からの日露戦争で町財政も緊縮を余儀なくされたから、四十四年になつてもなお一万二〇〇〇円の債務を残している。

第四節 政党勢力の消長

政党勢力の 明治十一年（一八七八）に『府県会規則』が公布されたのにもない、翌十二年二月に初の兵

町村浸透

庫県会議員選挙が行なわれた。議員定数は郡区各二名を基本とし、人口に応じて増員、総定員

数は七四名であった。

選挙資格は満二五歳以上の男子で地租五円以上の納入者、被選挙権は同じく地租一〇円以上納入という制限選挙であったから、県下の有権者数は全戸数の二七割、被選挙権者は一四割にすぎなかった。城崎郡では三江村の足立六左衛門と湯島の自由民権運動家鯉江伝左衛門が当選したが、鯉江を除く但馬の当選者はすべて地主であった。十五年二月の瀬戸村大江甚助、二十一年四月の森尾村平尾源太夫、二十二年二月の瀬戸村大江頼之助・神美村平尾達次郎もまた地主層である。

しかし、十五年以来の伝統で城崎郡は自由党が強く、気多・朝来郡では改進黨が強くなったため、二十三年に城崎郡では二十二年から五荘村長であった森垣弥三右衛門と田鶴野村の青田朝太郎が自由党、出石郡では神美村の田辺文治が改進黨からそれぞれ出馬、選出された。二十三年七月一日の第一回衆議院議員選挙で県下の立候補者はそのほとんどが政党を基盤に立候補し、結果は自由党系六・改進黨五・無所属一となり、自・改ほぼ勢力伯中であったが、第九区の但馬八郡では改進黨が一八一〇票を得て佐藤文兵衛・青木匡の二人を当選させたのに、自由党は一一三二票を得ながら二名とも落選して惨敗に終わった。

このため二十五年二月十五日の第二回衆議院議員選挙では自由党が挽回を目指し激しい運動が展開された。

二十年代前半に兵庫県会議員をつとめ選挙情報通であった浅倉村(日高町浅倉)の田尻東一郎の日記によれば、改進黨系の佐藤文兵衛・青木匡は各一〇〇〇円、自由党系の岡精逸・青田朝太郎は各一五〇〇円、原六郎と自由党の桜井勉は各二〇〇〇円、佐川義右衛門は二五〇〇円を選挙費用に当てたという。結果は自由党系が一二八九票・改進黨系が九八二票を得て、両党一名ずつ(佐藤文兵衛・岡精逸)当選させている。佐川は大金を投じながら政党の背景をもたなかったので二九〇票で第七位に留まった。

二十七年二月の県会議員選挙には、こうした政党勢力の対立が持込まれるようになった。前記の『田尻日記』によれば、城崎郡では改進黨系の田中浅太郎が一二〇〇円余・自由派の片岡平八郎は二〇〇〇円、気多郡では改進黨の井上真一郎が約一七〇〇円・自由派の谷岡弥三治が約一二〇〇円を費し、両派が鎬しのぎをけずったという。結果は城崎郡が自由派・気多郡は改進黨派と、伝統的政党勢力に加うるに選挙資金力が上廻った方が勝っている。出石郡では神美村の平尾庫一が当選した。

翌三月一日の第三回衆議院議員選挙では、改進黨一名に対し自由党は三名を立て、改進黨の八一五票に対し自由党は一八七九票を得ながら票が割れて結局、改進黨・自由各一名の当選となった。同年九月一日の第四回衆議院議員選挙では立憲自由党二・立憲改進黨三が立候補し、改進黨九一一票に対し自由党は一九四六票を得て二議席を独占した。立憲改進黨から立候補した平尾源太夫の得票は五五票に留まった。

なお二十九年七月二十日、始めての城崎郡郡会議員選挙には、議員総数二六人中大地主選出議員六人の他は町村選出議員となっているが、豊岡町では二十七年九月から町長を勤めてきた富田仙助が選出されている。富

表22 県会議員選挙有権者数

『但馬新聞』明治40年11月23日第85号より

選挙	年度	城崎郡	豊岡	八条	新田	田鶴野	三江	五莊	奈佐	港	中筋
県議選選挙人	明治38年	3683人	284	77	162	154	86	187	162	—	—
	40年	—	333	89	156	148	85	—	164	150	—
衆院選有権者	40年(11月)	—	234	54	116	93	50	114	114	84	96

田はその後、進歩党・憲政本党の衆議院議員となる。また三十二年九月三十日には橋本久治郎・西垣勘次郎が郡会議員に選ばれた。

立憲政友会と憲

二十九年十月一日の府県制実施によって、県会議員の選挙は区郡単位の複選制となり、市町村公民中直接国税一〇円以上の納税者中から

郡会議員・郡参事会員によって選挙されることとなった。これによって市町村議員選挙にも政党勢力が浸透することとなった。県会議員選挙は三十二年七月一日の府県制・郡制の改正で選挙権は直接国税三円以上に引下げられ、市郡単位の直接選挙となった(表22参照)。

また郡会議員選挙も、選挙権は直接国税三円以上、被選挙権は五円以上となっている。

ところで三十一年三月十五日の第五回衆議院議員選挙では、二十七年九月から豊岡町長・二十九年七月から城崎郡郡会議員であった富田仙助が進歩党から立候補し、八一三票を得て当選した。立憲自由党は一二六七票を得ながら二候補を立てたため票が割れ二名とも落選し、その間隙をぬって山下倶楽部の浅田貞次郎が当選した。

同年八月十日の第六回衆議院議員選挙では、同年十一月憲政本党を結成する旧進歩党系の富田仙助が一〇四六票を得、旧自由党は三候補を立てて二〇〇二票を得ながら西村淳蔵だけが当選して辛うじて自由党系は面目を保った。



写28 富田仙助の選挙運動
用出石焼徳利
酒を満たして有権者に配ったと
いう。「第十壱番」(候補者番号)
とある (大蔵・長沢幸一郎氏提
供)

総数八六名が記されており、城崎郡は田中彦右衛門ら五名、養父三、出石・朝来・美方各二名の委員名簿には三十一日の創立委員名簿には三十一日の創立委員名簿には

城崎郡は依然、但馬での自由党系地盤の強いところであったことが知られる。
三十五年八月十日の第七回衆議院議員選挙は、三十三年三月の選挙法の改正で、納税資格が直接国税一〇円以上で引下げられるとともに、大選挙区制の採用で定数十一の郡部を一選挙区として行なわれた。憲政本党一〇・立憲政友会九で戦ったが、結果は憲政本党六・立憲政友会四が当選し、全県的にも八対五と立憲政友会は振るわなかった。しかし、但馬地域は自由党の伝統から出石の森本駿が政友会で当選、憲政本党から出た富田仙助は六七票に留まった。森本は三十六年三月一日の第八回・三十七年三月一日の第九回・四十一年五月十五日の第十回と、何れも衆議院議員選挙で立憲政友会から立候補して連続当選を果たし、ことに第九回・第十回は劣勢となった県下の立憲政友会勢力の中で但馬の伝統を維持した。しかし、四十五年五月十五日の総選挙では立憲国民党の斉藤隆夫に敗れた。但馬からは丸尾光春・斉藤隆夫の立憲国民党候補が当選して立憲政友会勢

三十三年九月、伊藤博文が旧自由党系の憲政党を吸収して立憲政友会を結成、憲政本党と対抗することとなると、翌三十四年には立憲政友会兵庫県支部が結成された。三月

第二章 近代化への歩み

表23 明治40年9月30日郡会議員選挙立候補者・当選者
『但馬新聞』より

政党 地区	憲政本党	政友会	中立・不明
豊岡 八条 新三 五江 奈莊 田佐 鶴野 港 中筋 美	○由利三左衛門 ○長田川三之助 足立 欽一 安井岡右衛門 ○田中彦右衛門 古川 与一 ○大江 亀松 ○西浦 昌夫	○沖野源太郎 岡本徳左衛門 ○伊地智猪之助 ○本井文右衛門 佐伯五郎兵衛	○富田 登 沢田筆太郎 ○阪井忠右衛門 ○平尾学次郎 ○岡崎正助 ○田井敬助

○印は当選者



写29 宵田橋を渡る大隈重信一行
向かって右が豊岡警察署（明治45年5月30日）

同年九月の県会議員選挙でも、立憲政友会は郡議選同様に港・五莊両村で面目を保つに留まり、豊岡町及び八条・新田・三江・田鶴野・奈佐各村では何れも憲政本党の国民派に圧倒され、立憲政友

力は大きく後退した。
うずまく 四十一年九月の郡会議員選挙で、憲政本党は豊岡町及び新田・奈佐・港・中筋各村で勝ち、立憲政友会略 政友会は八条・三江・五莊各村で議席を得るにとどまった（表23）。郡内での両党の確執は激化し、各地で選挙後に対立候補の当選無効を求める訴願が続出した。
四十一年一月三十一日招集の通常郡会では二、三日で議了可能な議案審議に十四日も費したが、その大半の日数は一政友会議員の議員資格問題の駆け引きに終始し、互いに党勢拡張に郡民の生活をよそに醜い争いを続けた。

表24 明治40年9月県会議員選挙結果(城崎郡選挙区)『但馬新聞』より

地 区	豊岡	八条	新田	三江	田鶴野	五莊	奈佐	港	中筋	城崎郡合計	
有 権 者 数	333 ^A	89	156	85	148	188	164	150	154	3,925	
投 票 数	301	81	149	81	139	186	154	142	148	3,691	
得 票 数	清水 和	23	15	12	32	47	92	36	90	29	1,152
	佐川恒太郎	272	64	136	46	74	88	108	0	119	1,109
	宮下仙五郎	1	0	0	0	15	3	6	45	0	1,343

表25 明治42年9月15日現在、
城崎郡県会議員選挙有権者数
『但馬新聞』より

豊岡町	387人	五莊村	194
八条村	92	奈佐村	170
新田村	181	港村	176
三江村	95	中筋村	180
田鶴野村	154		

関係地区のみ

会の清水和は憲政本党の宮下仙五郎と議席を分かちあつたが、出石郡では憲政本党の平尾庫一が五七六票を得て政友会候補の十三票に圧勝している(表24・25)。

なお、憲政本党から立候補した佐川恒太郎は豊岡町及び奈佐・新田・八条各村で清水・宮下兩名に圧勝し、市内では大幅に得票数を伸ばしたものの、市域外で及ばず結局、一一〇九票で次点に泣いた。

ところで、立憲政友会は発足以来、土木事業請負会社といわれるほどに地方への利益誘導によって党勢拡張を計ったが、四十一年七月十四日発足した第二次桂内閣もまた港湾・河川・鉄道などを餌に勢力の地方扶植を計ったから、但馬住民にとって最重要問題である円山川治水問題は、格好の党勢拡張の手段に供せられた。

四十四年九月二十五日の県会議員選挙では立憲政友会は三十年から八条村長・四十年に郡会議員・四十一年からは県会議員として地域政界に大きな力をもっていた沖野源太郎の再選によって党勢維持を計ろうとしたが、沖野が出馬を辞退したため、豊岡の弁護士北田新蔵を立てた。北田は豊岡町及び八条・田鶴野・五莊・港各村で善戦し、当選はしたもののトップの座は憲政本党の系統を引く国民党の中島久太郎

第二章 近代化への歩み

表26 明治44年9月25日県会議員選挙得票数 『但馬新聞』明治44年9月26日より

議員	豊岡	八条	新田	三江	田鶴野	五莊	奈佐	港	中筋	得票総数
中島久太郎(国民党)	35	6	102	35	20	31	89	17	76	1,430
北田新蔵(立憲政友会)	93	46	17	23	66	47	9	60	26	806

表27 明治44年郡会議員選挙当選者 『但馬新聞』より

豊岡町	松井増太郎(中立)
八条	北田新蔵(政友)
新田	宮村与平治(政友)
三江	松井市郎右衛門(進歩)
田鶴野	伊地智猪之助(政友)
五莊	峠延太郎(政友)
奈佐	佐伯宇太郎(政友)
港	田中彦右衛門(進歩)
中筋	尾崎武次(政友)
	西浦昌夫(進歩)

者が策動し、政党性の薄い中立の松井増太郎を推薦した。結果は松井が九九票、立憲政友会の北田新蔵が七五票を得て当選し、市域各村では立憲政友会が圧勝して、翌四十五年の第十一回衆議院議員選挙の結果とは対照的な結果となった(表27)。

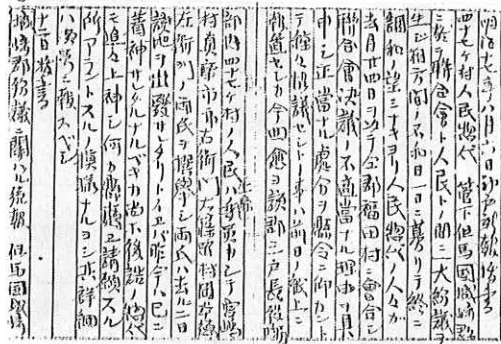
第五節 大衆的社会への胎動

郡町村連合会
決議反対騒動

明治十年(一八七七)代に但馬で展開された自由民権運動は、士族・教員・官吏・インテリと豪農・商人層であって、まだ地域の住民一般大衆

に譲った(表26)。

同月三十日の郡会議員選挙では、豊岡町では候補者選定が九月に入っても難航した。明治三十年代から憲政本党、国民党の勢力下にあったが、円山川治水問題を契機に区長会が立憲政友会に傾き結局、国民・政友各派一名ずつの選出を議決した。しかし、これでは郡会での豊岡町の発言力が減殺され不利益を招くとして町有力



写30 仁木伊兵衛が写していた城崎郡町村連合会紛議の『神戸新報』記事
(明治17年8月6日)

を巻込むまでには至っていないかった。

しかし、資本主義社会の成立とともに、直接そのしわ寄せを受け、生活に関わる問題が起きると、それを引金に次第に政治的に目覚め始めるようになった。

十七年七月二十四日、城崎郡九ヶ町村中四七ヶ村の住民代表が福田村で会合を開き、郡町村連合会の決議の不当について県令に具申することを決め、八月二日に代表者二名を上県させて嘆願書を提出した。その後、加盟は全郡町村に拡大した。

ことの起こりは、『連合会総則』第十四条第四項に町村連合会議員当選者が受書を提出した後に戸長がその氏名を公示することになっているのに、連合会委員や戸長の竹島剛甫・大江甚助の両名が公示もなく議員を招集して連合会を開会し、原案以外に玄武洞勝遊地指定の県への建議・湯島坂の改修・津居山港改修・郡共有金保管委員の選任・病院長招聘委員旅費の協議費支出などを強引に決議したためである。人民疲弊の極にある年柄なのに新事業を起こすのは迷惑とするもので、あまつさえ議員の日当・旅費を増額した上、会議日数も三四日間の長期に及び、会議費一〇〇〇余円を費消したことで郡民の反感を買ったのである。

県庁は郡役所に照会して事情を取調べ、請願が条例による手続きを履行していないとの理由で却下したため



写31 日露講和問題但馬國民大会を告げる新聞記事（明治38年）

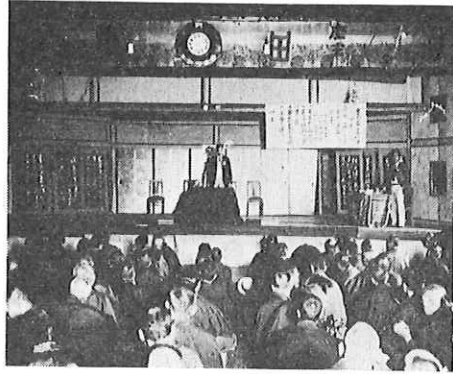
事態は一層紛糾し、九月十三日以降は豊岡など各所で集会が開かれ住民代表がしばしば郡役所に押しかけた。十月三日、郡長は県令の決定として玄武洞の建議・津居山港改修は不認可、湯島坂改修は延期などを指示した。明治十年代後半の不況下、町村費の滞納が続出し、滞納者の財産公売処分が増加して、中小農民層が没落する事態の中で、地方有力者による下層大衆の生活苦を無視した郡政運営に対して、大衆が蜂起した最初の出来事であった。

日露講和反対 三十八年八月末、アメリカのポーツマスでの講和条約案が伝わると、その内容を屈辱的であると見做され、**但馬国民大会** として日本全国は悲憤の渦に巻き込まれた。

九月五日に講和条約が調印されると、その不満は爆発して東京・京都・神戸・大阪・名古屋などで激しい講和反対運動が展開されていった。

兵庫県下でも、九月七日に神戸で講和反対演説会の後、かつての初代兵庫県知事であり当時は枢密院議長であった伊藤博文の銅像が引倒されて市中を引廻わされ、巡查派出所が襲撃破壊されるなどの暴動となった。神戸での暴動は八・九日も続き、九日には姫路、十日には洲本町でも講和反対大会が開かれた。

豊岡では九月十三日、『但馬新聞』が一面トップ二段抜きの見出しで特別広告を出し、同日午後二時からの神武山公園に於ける講和問題但馬国民大会と、同日午後五時からの久保町保天恵座に於ける大演説



写32 明治末期の政談演説会（保天恵座）

会に一般の参加を呼びかけた。「苛酷な戦時特別税に耐え、骨肉を犠牲に供しての戦果に拘らず、政府当局者の失敗で屈辱の不当な内容の条約を余儀なくされた」ことへの憤懣が挙げられた。

十三日には各所で「十三日午後七時より白張提灯行列を催す」とか「噲可斬」など過激な張紙が見られ、町内は殺気に満ちたという。

大会会場神武山公園の見付け中腹には「須_ニ奮起」と大書された扁額を掲げ、会場中天には縦横に小国旗を吊し、演壇前面には丈余の白旗を交差して立てた。

音楽隊が陰鬱な「悲の極」を演奏し、主催者の弁護士北田新蔵が開会を宣し、弁護士馬袋鶴之助の挨拶があった。議長に選ばれた古川与市が、不法屈辱の講和条約を打破し閣臣は速に処決して国民に謝罪することを求める宣言書を朗読し、満場一致で条約破棄を要求する枢密院あての電文打電を決議した。参加者は五〇〇〇余を数えたという。

同日夕の演説会は聴衆二〇〇〇余が会場を埋め、入場不能となって空しく帰る者も出る盛況の中で、豊岡の弁護士白木信夫・神戸の弁護士大槻貞夫・大阪毎日新聞記者原豊太が演説に立ち、激しい政府批判を展開して満場の聴衆から喝采を浴びた。

この騒動は、一般に桂政友会内閣に対する反政友会・資本家層に指導された反政府運動であったが、戦時下の増税と物価騰貴で最も苦しんだ一般大衆が、自らは運動を組織・指導するまでには至っていないものの、積

極的に参加した出来事であった。

小作地支配
人告発事件

農村部でも明治四十年、小作人による支配人告発事件が起きた。田鶴野村に小作地を所有する港村の豪農からその管理を委任されていた支配人が一方で地主を瞞着し、一方では小作人から無法の取立てを行ない、二四、五年間でその額は分かっただけでも一七一六円に達したという。このため多数の小作人は告発の相談を進め、支配人に横領金額を弁済させ、その半額を同村の小学校・神社に寄付し、残る半額を小作人一同に分配することとした。まだ小作争議にまでは至らないものの、小作人の反撃はまず当面の支配人に向けられたのである（『但馬新聞』明治40・3・27）。

町長・助役
排斥運動

やがて大衆の関心は経済問題から地方行政へと向けられていく。四十二年九月、鉄道敷設にともなって豊岡町は宵田町・豊岡駅間に道路を新設する計画を立て



写33 明治27年の政談演説會傍聴券



写34 町長排斥問題に触れた新聞記事（明治42年）

た。町民は、この工事費のため前年度の町税一戸平均八円七〇銭が四十二年度には十一円四〇銭に増徴される
ことが必然となり、道路拡張敷地買上費一万円も町民負担となるので一戸平均十四円の重課となることは避け
られないとして、工事計画の見直しと町長・助役の辞任を要求した。

地代引上 大衆の目は、明治末には豪農・地主にも向けられるようになった。

反対同盟

豊田町の宅地地主が坪二銭五厘であった借地料を、非常特別税実施によって地租が重課となっ
たことを理由に坪十一銭八厘へと、一挙に五倍近く引上げることとした。当惑した豊田町の借地人一同は地主
に借地料引上撤回を陳情したが聞入れられず、地主が催告状を出したため事態は険悪化した（『但馬新聞』明
治39・6・26）というが結果は不明である。